

○農林水産省令第八十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十一年十二月十七日

農林水産大臣 玉沢徳一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の付表第二中「ケンジントン種」を「ア
ルニイーニ種、ケイト種、ケンジントン種、ケン
ト種及びパルマー種」に改め、同表第十中「及び
リュウチン種のスイートオレンジ」を「、リュ
ウチン種のスイートオレンジ及びボメロ」に改
める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。